

ば、なほ封諷たず、開き見ればただし錢四貫のみ無し。爰に六宗の学頭の僧等集會り怪びて、女人を問ひて曰はく「汝何行をかする」といふ。答へて曰はく「する所無し。ただし貧窮に依りて、命を存つに便無く、帰無く、枯無し。故に我れ是の寺の釈迦丈六仏に花と香と燈とを献りて福の分を願ふのみ」といふ。衆の僧聞きて商量りて言はく「是れ仏の賜へる錢なり。故に我れ蔵めず」といふ。返りて女人に賜ふ。女錢四貫を得て増上縁とし、大に富みて財饒にして身を保ち命を存つ。諒に知る、釈迦丈六の不思議の力と女人の至信とを。奇しき表の事なり。

行基大徳天眼を放ち女人の頭に猪の油を塗れるを視て  
呵嘖む縁 第二十九

故京の元興寺の村に、法会を嚴備け、行基大徳を請へ奉りて七日法を説かむ。是に道俗みな集りて法を聞く。聴く衆の中に、一の女人有り。髮に猪の油を塗り、中に居て法を聞く。大徳見て嘖みて言はく「我れはなほだ臭きかな。彼の頭に血を蒙れり。女を遠く引き棄てよ」とのたまふ。女大に恥ぢて出で罷

る。凡夫の肉眼には是れ油の色なり。聖人の明眼には見に矣の血を視る。日本国にして是れ化身の聖なり。身を隠せる聖なり。

行基大徳子を携ける女人を過去の怨と視て淵に投てし  
め異しき表を示す縁 第三十

行基大徳、難波の江を堀開かして船津を造り、法を説き人を化へたまふ。道俗貴賤集會りて法を聞く。爾の時に河内国若江郡川派里に、一の女人有り。子を携きて参り行き、法会にして法を聞く。其の子哭き謹めて法を聞かしめず。其の兇年十余歳に至りて其の脚步まず。哭き謹めて乳を飲み、物を啖ふこと間無し。大徳告げて曰はく「咄、彼の嬢人、其の汝が子を持ち出でて淵に捨てよ」とのたまふ。衆人聞きて、当頭きて曰はく「慈有る聖人、何の因縁を以ちてか是の告有る」といふ。嬢子を慈ふるに依りて、棄てずしてなほ抱き、持ちて法を説きたまふを聞く。明日にまた来る。子を携きて法を聞く。子なほ鼻しく哭き、聴く衆 鬻に障へられて法を聞くこと得ず。大徳嘖めて言はく「其の子を淵に投てよ」とのたまふ。爾の母怪ぶれども思ひ忍ぶること得

器である可能性もある。元末詳。三國仏法伝通縁起上には、大安寺真言院の傍にて涅槃宗を弘め、「常修多羅宗」と号した、とある(攷証)。「常修多羅宗」は、弘福寺にも存した(田村圓澄)。大安寺の常修多羅宗。  
三 關爾雅注云、關(音域)、門限也、兼名苑云、關一名關(苦本反、之岐美、俗云度之岐美)(和名抄)。門の内外を区分する構木。「しきみ」が「しきみ」の語源(義注倭名類聚抄)。錢の置かれる場所が「門橋所」、「庭中」、「關前」、と、しだいに女人に近づいてきている。  
三 詞梨跋摩の成実論・鳩摩羅什訳を所依として研究する学衆が「成実宗」「成実宗」と呼ばれた。元興寺、東大寺にも存した(田村圓澄)。大安寺伽藍縁起并流記資財帳には費用が計上されていない。「別三論衆錢三百八十八貫五百六十四文をこれに擬するのは松浦自俊の説。最初に大修多羅供錢、次に常修多羅供錢、最後に成実論宗分錢、と展開するが、その意味するところは不明。三 大安寺の成実論宗。

一 諸経論を研究する学衆が「宗」として各寺に存した。大安寺にも、俱舍宗、三論宗、成実宗、法相宗、華嚴宗、律宗、の六宗が存したのである。ただし、大安寺伽藍縁起并流記資財帳には、三論宗、律宗、撰論衆、別三論衆、修多羅衆がみえ、本書によつて、修多羅宗、大修多羅衆、常修多羅宗、成実論宗の存在を知ることができ、二宗(研究者集団)の長。たとえば東大寺では大智度、小智度、などという役があった。三 寺に納めずと逆ら。ある結果をもたらすすけとなる縁。錢四貫を原資として富を増大させた。このようなはあい「増上縁」の語を用いるのは、仏典語の転用といえよう。

第二十九縁 三安絵・法三に引用。今昔物語集十七ノ三十六に書承。

天眼通。ものの現在のかたちを見る能力。表面化されていないものをも見とおす力。仏菩薩のものつ力のひとつ。行基を菩薩としてとらえて「放」と表現されるのはめづらしい。行基の登場する説話で、女人が重要な役割をはたしているものは、本説話以外に中巻二縁、八縁、十二縁、三十縁。七歳膏。髮に塗る油脂のひとつ。延喜式・典葉寮にみえる猪膏もこれか。沢(あま)を用いて髮に塗つたのであろう。奈良具高市郡明日香村大字飛鳥あたり。元興寺は本元興寺。上巻十一縁。九血を被つてゐる。行基の眼に映じた女人の姿。猪油を髮に塗つてゐることをいう。一〇 上巻四縁。二 大方広仏華嚴經・離世間品に、菩薩の有する十種眼のひとつとして明眼がみえる。一身を化してあらわれた仏菩薩。三 上巻四縁。

第三十縁 あやしき表(一)の説話。今昔物語集十七ノ三十七に書承。

行基の登場する説話で、女人が重要な役割をはたしているものは、本説話以外に中巻二縁、八縁、十二縁、二十九縁。三 過去世における怨敵。行基にはこのようなことを知る(原文視)能力があった、と考えられているのである。この力は宿命通(しんごつとよ)とされ、仏菩薩のもつ力のひとつとされた。行基を菩薩としてとらえている。一六 中巻七縁。二 東大阪市。この女人は船で川を下つて難波の船津の地へ向つたか(和田萃)。一七 上の表記を「子」に「兄」と変化させている。本説話では多くのばあい「子」であり、二箇所のみが「兄」。

ず、深き淵に擲つ。児また水の上に浮出でて足を踏み手を攢み目を大きく瞻陣りて、慷慨みて曰はく「惻きかな。今三年微り食はむをや」といふ。母怪びてまた会に入り法を聞く。大徳問ひて言はく「子を擲捨てたりや」とのたまふ。時に母答へて具に上の事を陳ぶ。大徳告げて言はく「汝昔先の世に、彼の物を負ひて償ひ納めざりしが故に、今子之形と成りて償を微りて食ふ。是れ昔の物主なり」とのたまふ。嗚呼、恥しきかな。他の償を償はずよりは、むしろ死なむや。後の世にかならず彼の報有らむのみ。所以に出曜経に云はく「他に一銭の塩の償を負ふが故に、牛に墮ち塩を負ひ駆はれて、主の力を償ふ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

塔を建てむとして願を發す時に生める女子舍利を捲りて産るる縁 第三十一

丹生直弟上は、遠江国磐田郡の人なり。弟上塔を作てむとして願を發し、いまだ其の塔を造らずして淹しき年を歴、なほ願を果さむことを隨、毎に懷を軫ましむ。聖武天皇の御世に、弟上は年七十歳妻は年六十二歳にして懷妊み

て女を生む。左方の手を捲りて産生る。父母怪びて、捲れる手を開けば、いよいますます固く捲りてなほ故に舒べず。父母愁へて曰はく「嬭時にあらずして産みたれば子の根具らず。斯れ大なる恥とす。因縁を以ちての故に汝我が子を生む」といふ。すなはち嫌棄はずして慈び哺育む。やうやく長大るに隨ひて、面容端正し。年七歳に至りて手を開きて母に示して曰はく「是の物を見よ」といふ。因りて掌を瞻れば舍利二粒有り。歡喜び異奇びて諸人に告知らす。諸人衆喜び、国司に展転ふ。郡郷ごとく喜び、知識を引率て七重の塔を建て、彼の舍利を安きて供養し了りぬ。今磐田郡の部に建立つ磐田寺の塔是れなり。塔を立てて後に、其の子忽に死ぬ。闇に知る、願はば得ずといふこと無し、願はば果さずといふこと無し、といふは、其れ斯れを謂ふなり。

寺の息利の酒を貸用て償はずして死にて牛と作り役はれ債を償ふ縁 第三十二

聖武天皇の世に、紀伊国名草郡三上村の人、葉王寺の為に知識を率引、葉

元発育の遅れがみられる。脚で歩くことができないう子を淵に捨てるイメージは、書紀神代の蛭見(三)のイメージに共通するものがある。  
 ② 主人公の呼称および其通する「女人」「嬭人」「嬭」「爾母」「母」と変化させている。  
 ③ 「すつ」「なげすつ」の表記を「捨」「棄」「投」「擲」などと変化させている。  
 ④ 「上巻三十四縁。三」「うだく」の表記を「携」「抱」携と変化させている。

一 上巻三縁。二 中巻五縁。  
 三 あと三年間とりたてて食おう、としていたのに。乳の価格(上巻二十三縁には「乳直とあつた)を想定しているような表現。  
 四 他人に負つた債務を返済しないならば、どうして死んだりしようか。返済しないかぎりけつして死んだりしない。五 負債を返済せずに死んだならば、未来世にかならずその報がある。  
 六 出曜経・無常品の説話にもつく。諸経要集・挾交部・債負縁所引の文の取意か。

第三十一縁 今昔物語集・十二ノ二に書承。

七 舍利が納められたのが塔(摩訶僧祇律・三十三)。「塔是取三世仏舍利之宝藏也(下巻三十六縁)。ハ身骨。ふつうは仏の遺骨をいう。益(諸衆生(金光明最勝土経・序品)。ハ未詳。本説話以外に所伝をみない。① 静岡県磐田市、磐田郡あたり。② 塔を建てる意の表現を「作」「造」「建」「建立」「立」と変化させている。③ 時期はずれに。高齡での出産をいう。④ 肉体の能力および器官。⑤ 因縁があったので、あなたは私のこの子を生んだ。この子をあなたと私との子として育てなければならぬ因縁がある。

前生での因縁を想定しての叙述であるが、前生での因縁の具体相は述べられない。二次から次へと伝えられていく様子をあらわす語。  
 一 上巻三十五縁。

七 天平十九年(高皇)十二月十四日に、伽藍の院内に限り百姓の造塔を許す、という勅統紀がみえる。この勅にいう「塔」が元正太上天皇の不子にかかわつてのものであれば本説話との関係は稀薄だが、元正太上天皇の不子にかかわつてのもでないならば、本説話に関係するところは大きい。聖武天皇は天平勝宝元年(高皇)七月二日に退位。したがって、「聖武天皇御世」に造塔が許された時期はかなり限定される。また、「七重の塔は諸国の国分寺の塔と同じ形である。国分寺には七重の塔が建てられたことは、統紀・天平十二年三月二十四日条、十九年十一月七日条、類聚三代格二三、などにみえる。遠江国の国分寺は本説話にみえる磐田郡に所在したのだが、磐田郡に七重の塔が二基そびえたったのか、本説話が遠江国の国分寺の塔の縁起説話なのか、あきらかではない。ハ未詳。  
 六より高い地位の存在への転生を暗示する。過去世から未来世へとつづく得脱の道程の一段階として、現在世がある。三 原文「願無一段得」。大智度論・三十二「無願不得(原口裕)。

第三十二縁 今昔物語集・二十ノ二十二に書承。

三 前田家本下巻二十六縁訓釈「息利(伊良之毛乃那里)。「息利」は、利息、利息を生むこと。「息利酒」は、利息を生む酒、の意。「貸らす」は、貸し与える意。「すらしもの酒」は、貸し与える酒。三 借りる。  
 三 和歌山県海南市あたり。 四 和歌山市葉勝